

## 意見・質疑等

### 1 火災発生時の対応について

報告先として、波子連合自治会代表委員、地元大埕の委員に連絡をしていただいたようだが、浜田市側の委員への連絡の必要性を確認したい。

- ⇒ 波子連合自治会……………波子コミュニティー交流センター長
- 敬川連合自治会……………要望なし。
- 国分地区連合自治会……要望なし。

出火を確認した時点で消防署に通報するべきではないか。

- ⇒ 令和元年度の火災時に消防署から、火災が発生した時点で通報するようにとのことであった。今回の消防署への通報は、自衛消防での対応不可時点での通報であった。今後は速やかに通報する。

この時間帯の運転員は何人体制か。

- ⇒ 4人体制

通報することは可能か。

- ⇒ 可能

通報が遅れることにより被害が大きくなることがあるので速やかに通報されたい。

- ⇒ 運転委託先に指導を徹底する。

### 3 波子農免道全面通行止めの復旧状況について

- ⇒ 江津市に確認し、連絡する。(令和5年12月復旧完了予定)

### 4 委員の交代等その他の連絡体制について

#### (1) 委員から事務局へ

浜田地区広域行政組合 総務課 業務係

#### (2) 事務局から委員へ

波子地区：波子コミュニティー交流センター長

敬川地区：敬川連合自治会会長

国府地区：国府地区連合自治会会長